平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

指摘事項	措置状況
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
１．７条駐車場	
⑴　収支報告書記載額の妥当性について	
①　試算表と収支報告書の整合性	
指定管理者が社内で作成している試算表と，提出された収支報告書と照合したところ，複数の原因により差異が生じていた。	総務部管財課 収支報告について，本社経費及び消費税について記載の上，試算表との整合性に留意し，収支報告を行うよう指示。平成29年度事業報告において，指示に基づき，経費を細分化した収支報告書が提出された。
⑵　自主事業費	
平成28年度の収支報告書等において，自主事業費として18千円が計上されているが，これは損害賠償保険料であるため，自主事業費とはいえず，保険料として処理すべきである。	総務部管財課 平成29年度収支報告において，損害賠償保険料は「物件費－保険料」に計上され，指定管理業務の経費として計上された。
２．市民活動交流センター	
⑴　自主事業について	
①　公表されている自主事業収支について	
自主事業収入として計上されている内容に，指定管理業務に係る助成金収入が含まれており，また自主事業費用として計上されている金額は，全て指定管理業務に係る事業費であった。 いずれも，自主事業収支として計上すべきではない。	市民生活部市民活動課 平成29年度の公表分から，指定管理業務に係る事業収支と自主事業に係る収支を精査し，適正な計上区分へ記載した。
②　所管課による事業評価の記載	
監査手続において自主事業の実施状況を確かめたところ，いずれも指定管理業務に分類される事業であり，自主事業が実施されていないにもかかわらず，指定管理者管理運営状況シートにおいて，自主事業の実施状況を水準を上回っているとの評価になっており，この記載は誤りであり，修正すべきである。	市民生活部市民活動課 平成29年度の公表分から，指定管理業務に係る事業と自主事業の区分を整理した上で，自主事業について適切に評価を行った。

指摘事項	措置状況
４．住民センター及び地区センター	
⑴　収支報告の計上内容について	
①　定期預金取崩し額の収入計上	
忠和地区センター，啓明地区センターで定期預金を取崩して運営費に充てており，これを収支報告書上，収入として計上しているが，これは各運営委員会が保有する預金残高を充当したものであり，収入として計上すべきものではない。	市民生活部市民活動課 平成29年度年次報告から，定期預金の取崩しは収入として計上しないこととし，収支報告書の様式を見直し，全住民・地区センターに通知した。（平成29年度分年次報告書受領済）
②　積立金繰入の支出計上	
収支報告書において，啓明地区センター，神楽岡地区センターの支出として積立金繰入があるが，いずれも別の預金口座へ資金を移動しただけであり，支出として計上すべきではない。	市民生活部市民活動課 平成29年度年次報告から，積立金の繰入は支出として計上しないこととし，収支報告書の様式を見直し，全住民・地区センターに通知した。（平成29年度分年次報告書受領済）
５．ときわ市民ホール及び勤労者福祉総合センター	
⑵　収支報告書における経費計上	
指定管理者が社内で作成している指定管理業務に係る試算表と，提出された収支報告書と照合したところ，一致しない経費項目が多数あった。 試算表と収支報告書とを照合した上で，収支報告書を提出するべきである。	市民生活部市民活動課 平成29年度年次報告から，決算後の確定数値にて収支報告書を作成することとした。（平成29年度分年次報告書受領済）
６．農村地域センター	
⑴　西神楽農業構造改善センター	
①　事業にかかわる経費について	
西神楽農業構造改善センターと西神楽公民館を一体管理とし，一つの協定となっている。 共通経費については，あらかじめ按分基準を決めてそれぞれの施設に計上している。 平成28年度の指定管理業務に係る収支は，本来であれば公民館は赤字，農業構造改善センターは黒字であったが，決算時に調整を行って，いずれの施設も黒字になるようにしている。 施設の所管部も異なるため，このような調整は行わず，適正な会計報告を行うべきである。	市民生活部市民活動課 平成29年度年次報告から，施設ごとの調整を行わず決算報告をすることとした。（平成29年度分年次報告書受領済）

指摘事項	措置状況
７．総合体育館	
⑴　自主事業収支について	
平成28年度において，自主事業の実施はなかったが，公表している指定管理者管理運営状況シートにおける収支表には，自主事業収支が計上されている。 その内容はスポーツ教室等の指定管理業務内のものであったため，ガイドラインに従って指定管理業務外の事業のみを自主事業として整理すべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 平成30年度から，指定管理業務外の事業のみを自主事業として整理するよう，内容の精査及び明確な収支区分を行っている。
⑷　備品などの現物照合で使用する資料	
業務仕様書では「備品一覧表」に基づき備品を管理するよう規定されているが，指定管理者は「体育器具・用具　点検表」に基づいて定期的に器具点検を実施しており，これに品名，備品番号あるいは明細コードの記載がないため，両者を照合することができなかった。（平成30年１月より備品一覧表に基づいた器具点検をするよう改善済み）	観光スポーツ交流部スポーツ課 備品一覧表に基づいた器具点検を実施することとした。
８．東地区体育センター	
⑴　収支報告書について	
平成28年度の予算書及び収支報告書に単年度における収入，支出とはいえない項目が含まれていた。 ①　定期預金からの繰入収入 期中に資金が不足したため，保有する定期預金を取り崩して指定管理業務に用い，これを繰入収入とし，うち一部を期末までに定期預金に戻し，これを支出項目としている。 収入，経費ではないので，収支報告書に計上すべきではない。 ②　開示されている収支報告書 ホームページ上で開示されている収支推移が，誤った収支項目を取り込んだものになっている。実際の収支差額は赤字だったといえる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 ①　定期預金からの繰入収入及びうち一部を支出項目としていた収支報告書について改善した。 ②　収支項目について収支報告書を改善した。
１３．２１世紀の森施設	
⑴　固定資産管理	
指定管理料で購入した２万円以上の物品は市に寄贈することになっているが，この手続が取られていない。 購入にあたって市側に事前に相談されているものもあり，市側でも取得があったことは明らかにわかるはずであるので，市側にも確認が不足している点があると思われる。 過去の固定資産の取得状況についても確認して，必要な寄贈手続をとる必要がある。	農政部農林整備課 寄附受納により，旭川市所有物品等に登録した。

指摘事項	措置状況
１４．嵐山レクリエーション施設	
⑴　自主事業について	
①　主催者について	
自主事業の一つとして，指定管理者が企画し，民間ペット関連業者が当日の運営を行うイベントが行われている。 事前に施設所管課に自主事業の申請がなされていたが，チラシ等では民間ペット関連業者が主催者とされていた。 ガイドラインでは，指定管理者による独自事業であることを明示することとされており，この要件を満たしていない。 指定管理者が自主事業の要件を正しく理解するよう，指導を行うべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 指定管理者が自主事業の要件を正しく理解するよう，指導を行った。
１８．近文市民ふれあいセンター	
⑸　保守管理業務について	
指定管理者が行うべき施設及び設備の維持管理が，実施基準として定められている。 実際には実施基準に基づいて保守管理業務が行われているにもかかわらず，市に提出された実施報告書に記載されていない業務があった。 実施報告書の記載事項は，実施基準の項目に沿った内容とすべきである。	福祉保険部長寿社会課 業務自体は行われているが，記載もれであったため，以降記入するよう指導した。
１９．神居デイサービスセンター	
⑶　備品管理について	
指定管理者が管理経費で取得価格２万円以上の物品を購入した場合，市に寄附申請を行い，施設の備品として，指定管理者に貸付けをすることになるが，寄付申請手続きを失念している物品があった。 施設所管課は，再度の周知徹底が必要である。	福祉保険部長寿社会課 失念していた物品については，指定管理者に指示し，寄附手続きを進めた。手続き時の時価で物品が２万円を超えないため，備品登録の必要はなく，受納及び貸付けの対応とした。また，寄附手続きについて再度，周知徹底を行った。

指摘事項	措置状況
２０．障害者福祉センター	
⑹　消費税の支出処理について	
収支報告書において，租税公課として消費税額が計上されているが，法人全体が納付する消費税額となっており，指定管理業務以外の業務に係る納付消費税が含まれている。 指定管理業務が負担する消費税のみを計上する必要がある。	福祉保険部障害福祉課 指定管理業務が負担する消費税のみを計上するように見直した。
⑺　消費税修正申告について	
平成27年度において消費税修正申告が行われているが，指定管理業務以外の事業に係る特定収入の取扱いの誤りによるものであるにもかかわらず，追徴税額も延滞税額も全て指定管理業務の支出として計上されている。 いずれも指定管理業務にかかわるものではないため，計上すべきでない。	福祉保険部障害福祉課 平成29年度においては，消費税の修正申告はない。なお，指定管理業務が負担する消費税のみを計上するように見直した。
⑼　試算表と収支決算書の整合について	
最終確定前の試算表に基づいて収支決算書を作成したため，試算表と収支決算書との間で金額が整合していない科目があった。 これらは必ず整合していなければならないので，両者の照合作業を徹底すべきである。	福祉保険部障害福祉課 平成29年度は，試算表と収支決算書との照合作業を行った。今後についても，指定管理者とその方法について協議した上で，照合作業を徹底することとした。
⑽　固定資産について	
指定管理者が使用する備品について，市への寄附申請手続及び備品台帳への登録がなされていなかったものがあった。 施設所管課は，指定管理者に対して申請手続や申請対象となる物品の金額基準等について改めて周知徹底を図り，適時に漏れなく手続を行う必要がある。	福祉保険部障害福祉課 指定管理者に対して，使用する備品に関する申請手続や申請対象となる物品の金額基準等について説明し，平成29年度末までに手続を完了した。

指摘事項	措置状況
２３．へき地・季節保育所及び通年制保育園	
⑴　支出予算と支出実績比較	
②　設備費	
設備費の実績額のほとんどは実際の支出がなく，余剰金の一部を設備費名目で支出扱いとしたものといえる。 こうした処理は直ちにやめさせるべきである。	子育て支援部こども育成課 指定管理者と協議し，余剰金の一部を設備費名目で支出扱いする処理はやめることとした。
④　小破修繕引当金繰入	
各保育所では，営繕費として修繕のための予算が計上されており，軽微な修繕や緊急の修繕のための引当を行う理由はない。 平成21年度の外部監査でも小破修繕引当金繰入について，妥当な会計処理ではないとされたにもかかわらず，平成26年度から再び行われている。 指定管理者が提出する決算書には支出として記載されており，施設所管課で決算書の確認が十分に行われていない。今後は認めるべきではない。	子育て支援部こども育成課 指定管理者と協議し，小破修繕引当金として繰入することをやめることとした。
⑶　各保育所内にある簿外現金の廃止	
各保育所では，余剰金の一部を設備費として計上しており，その計上額を簿外現金として保管している。 保育所のために使われているということであるが，総額や使途などについて指定管理者に報告を求めるべきであり，こうした簿外現金処理は直ちにやめさせるべきである。 現在も簿外現金が残っている場合は，帳簿計上すべきである。	子育て支援部こども育成課 指定管理者と協議し，簿外現金処理はやめることとし，残金については帳簿計上した。また，総額や使途等については，指定管理者より報告を受けた。
２４．江丹別若者の郷	
⑴　実費ではない直接業務費計上について	
①　人件費	
人件費が実額どおりに収支報告されていない。年間収支が赤字になることを避けるために調整している。 実績額に基づいた報告を行うべきである。	農政部農政課 人件費を実績どおりに報告するよう指定管理者に指導し，平成29年度の収支報告において改善された。

指摘事項	措置状況
２７．公民館	
●　西神楽公民館	
⑴　事業にかかわる経費について	
西神楽農業構造改善センターと西神楽公民館を一体管理とし，一つの協定となっている。 共通経費については，あらかじめ按分基準を決めてそれぞれの施設に計上している。 平成28年度の指定管理業務に係る収支は，本来であれば公民館は赤字，農業構造改善センターは黒字であったが，決算時に調整を行って，いずれの施設も黒字になるようにしている。 施設の所管部も異なるため，このような調整は行わず，適正な会計報告を行うべきである。	社会教育部公民館事業課 指摘のとおり，Ｈ29収支報告書よりＨ29決算額については，西神楽農業構造改善センターと西神楽公民館の間での調整は行わずに会計報告をするよう改めた。
⑶　自主事業費計上額	
指定管理者管理運営状況シートの収支表において自主事業費として計上されているものは，地域活性化事業費及び報償費として計上されているものを合算した金額であるが，いずれも業務仕様書で定められた業務であり，自主事業費として開示すべきではない。	社会教育部公民館事業課 指摘のとおり，Ｈ29指定管理者管理運営状況シートより，業務仕様書に定められた業務については自主事業費とせず，通常の支出とするよう改めた。
●　春光台公民館	
⑵　自主事業費計上額	
指定管理者管理運営状況シートの収支表において自主事業費として計上されているものは，地域活性化事業費及び報償費として計上されているものを合算した金額であるが，いずれも業務仕様書で定められた業務であり，自主事業費として開示すべきではない。	社会教育部公民館事業課 指摘のとおり，Ｈ29指定管理者管理運営状況シートより，業務仕様書に定められた業務については自主事業費とせず，通常の支出とするよう改めた。
２８．井上靖記念館	
⑴　自主事業収支について	
指定管理業務内の事業であっても，自ら企画して行う事業を「自主事業」と称しているが，ガイドラインに従って指定管理業務外の業務のみを自主事業として整理すべきである。	社会教育部文化振興課 「指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき，平成29年度の「指定管理者管理運営シート」作成時より，正しい整理に改めた。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第３　全般的事項・共通事項に関する監査結果と意見	
９．評価制度について	
⑴　年度評価について	
②　評価シートの書式	
指定管理者管理運営状況シートでは，指定管理業務及び自主事業の実施状況に係る評価を行う項目が区分されていない。どちらの評価を行っているのかが判断しにくいものとなっている項目もある。 自主事業と指定管理業務を混同して記載しているものも見受けられるので，両者の評価はそれぞれ区分した項目欄で行うことが望ましい。	総務部行政改革課 意見に沿った内容に，指定管理者管理運営状況シートを改定した。
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
１．７条駐車場	
⑴　収支報告書記載額の妥当性について	
指定管理者は，収支報告書が試算表に基づいて正確に作成されていることを確認してから，収支報告書を提出すべきである。	総務部管財課 収支報告については，年次決算が確定した後，試算表に基づいて収支報告を行うよう指示。月例の駐車料金報告及び平成29年度事業収支報告において，確定した金額に基づいた月例報告書及び年次事業報告書が提出された。
２．市民活動交流センター	
⑵　人件費について	
平成28年度において，指定管理業務費の人件費に賞与が含まれており，黒字額が予算を上回ることになりそうであることから，予算のほぼ２倍の賞与支給となっているが，指定管理業務の費用として計上することは妥当とはいえない。 予算計上される賞与の計上方針を確認し，指定管理業務に係る経費として計上される実際支給額の状況も把握すべきである。	市民生活部市民活動課 平成30年度年次協定締結に係る協議時に，指定管理者より人件費積算を提出してもらい，計上額を確認した。 実際支給額の状況については，予算計上額から変更があった場合に月次報告により報告するよう，指定管理者と協議済みである。

意見の概要	意見に対する考え方
９．東部スケートリンク	
⑴　自主事業について	
自主事業の収支報告が行われていない。 総論において全庁的な自主事業報告手続を定め，報告を求めるべきとしており，手続等が示されたら，それに従って，自主事業収支の報告を求めるべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 自主事業については，行政財産目的外使用許可の手続きを経て実施しているものであるが，平成29年度の事業報告より提出を求めて改善した。
１０．忠和テニスコート	
⑵　自主事業について	
自主事業の収支報告が行われていない。 総論において全庁的な自主事業報告手続を定め，報告を求めるべきとしており，手続等が示されたら，それに従って，自主事業収支の報告を求めるべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 自主事業については，行政財産目的外使用許可の手続きを経て実施しているものであるが，平成29年度の事業報告より提出を求めて改善した。
１１．旭川大雪アリーナ	
⑶　予算と実績の差異分析と指定管理料への反映	
平成27年度，平成28年度は，収支差額実績は20,000千円近い黒字となっている。 平成28年度の予算と実績とを比較すると，人件費，本社経費においてかい離が大きいが，十分な分析が行われているとはいえない。 非公募であり，指定管理者は市が70%出資する法人であるので，こうした点からも，透明性の高い指定管理料決定手続が求められる。 黒字となった要因を分析した上で，指定管理料の適正な見直しを行うべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 人件費，管理費（修繕費・光熱水費・燃料費）の予算額と決算額のかい離が認められ，見直しが必要だが，修繕費は築30年で老朽化が進み突発的な事態が想定されるため，単純に減額できないと考える。これらを総合的に勘案し，また予算と実績のかい離について分析した結果，適正な指定管理料となるよう平成29年度，平成30年度の指定管理業務委託料を見直し減額した（平成28年度に比べ，平成29年度は3,250千円，平成30年度は2,583千円の減額）ところだが，更なる適正化に向けて検討することとした。
１３．２１世紀の森施設	
⑵　運営期間について	
ログハウスは冬季間も運営され，職員が常駐しているが，冬季間の利用者はわずかであり，また，施設維持管理業務や自主事業の実施は，ログハウスが閉鎖されていても可能である。 指定管理料の削減になるため，冬季間閉鎖することも，検討すべきと思われる。	農政部農林整備課 冬期間はログハウスを拠点に市内の利用者を中心として，約1,000人を対象に雪の滑り台やスノーモービル体験などを行っており，また宿泊者も市内のリピーターを中心に平成29年度は増加しているため，職員の常駐は必要であり，当面は冬期間の閉鎖は難しいとの結論に至った。

意見の概要	意見に対する考え方
１４．嵐山レクリエーション施設	
⑴　自主事業について	
①　自主事業の収支について	
自主事業収支が毎期赤字となっている。 自主事業に指定管理料が流用されているか，指定管理料の利益を自主事業に投じているか，判断が難しいところである。 収支予算書，収支報告書のいずれにおいても，指定管理業務収支と自主事業収支を分け，それぞれ明確にすることが望ましい。それによって，収支の妥当性の判断も行いやすくなる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 指定管理者と協議を行い，今後は自主事業の収支を明確にすることとした。
⑵　実費ではない直接業務費計上について	
芝整備業務，除雪業務の経費計上額が実費ではない。 算定は困難だが，実費計上が原則であり，また施設所管課では積算を行っておらず，算定方法が妥当なものであるのかの検証が十分に行われていない。 算定根拠の提出を求めて，妥当性を検証することが必要である。	観光スポーツ交流部スポーツ課 相手方から公共工事に置き換えた場合の算定をもらい，その比較により検証を行い，妥当なものであることを確認した。また，今後も同様の検証を行っていくこととした。
２０．障害者福祉センター	
⑶　清掃委託費について	
②　経費額の算定方法について	
指定管理者自らが行う業務経費を委託料として処理することは妥当ではない。 また，現状の算定根拠は明確ではなく，恣意性が介入する余地が多分にある。 実費計上が原則であり，その把握が困難である場合は，施設所管課と指定管理者とで協議して，例えば人件費を「時間単価×作業時間数」に基づいて算定するなど，算定のルールを明確にすべきである。	福祉保険部障害福祉課 指定管理者自らが行う清掃に係る業務経費を委託料から事務費とし，平成29年度は実費を指定管理者の負担とするよう見直した。
⑻　退職金規程について	
②　規程整備の必要性について	
退職金の支給を指定管理業務の支出とすることには検討の余地がある。 退職金に係る規程があって，負担すべき退職給付引当額を見積もることができるのであれば，指定管理期間に係る負担相当額を支出として計上することは認められるであろう。 規程がなく，負担すべき金額が明らかではない中で，退職金支給額全額を指定管理業務に係る支出とすることは，妥当とはいえないであろう。	福祉保険部障害福祉課 平成29年度においては，退職金等を指定管理業務から支出していない。なお，指定管理者としては今後退職金等に係る規程について検討の必要性を感じているが，当面は支給を予定していない。 また，退職金を指定管理業務の支出とする場合は，規程を設け，指定管理業務に携わる従業員の指定管理期間に相当する退職金を引当金として見積もり予算計上した上で支給するか，指定管理業務ではなく，法人として退職金を支給する枠組を設けることが適当であると整理した。

意見の概要	意見に対する考え方
２１．児童館	
⑴　ニーズの把握について	
長期休暇中の日曜開館や，昼休みの開館について，要望があったことは事実であろうが，どの程度需要のあるものなのか慎重に議論すべきであったと思われる。 職員のローテーション組みに苦労したり，休憩が取れない状況がある。 利用者のニーズに応えることはもちろん重要であるが，働く側の犠牲の上に成り立つものであったりすれば，結果としてサービスの低下につながりかねないので，費用対効果も含め，慎重に判断すべきである。	子育て支援部子育て支援課 日曜開館及び昼休みの開館については，利用者のニーズに応える取組として必要なものであると認識しているが，その実施に当たって当該施設の利用状況を把握し，適切に対応していくこととした。
⑵　指定管理業務内容について	
①　ランドセル来館について	
自主事業のランドセル来館事業について，平成29年度の利用児童は1名のみとなっており，特定の個人の利便性向上のためのものであった。 自主事業は，本来施設利用者のサービス向上や施設の効用を高めるために，公表して参加者を募って行う事業であり，また，自主事業において発生する一切の責任を指定管理者が負うことや，経費は指定管理料を流用できないことまでを想定した上での自主事業扱いであるのか疑問である。 職員にとっても，来館と退館を管理しなければならない児童を預かるのは他の利用者に比べて負担が大きく，また，自主事業扱いとすることにも違和感があることから，委託業務として継続すべきであったと考えられる。	子育て支援部こども育成課 ランドセル来館事業については，放課後児童クラブの待機児童の解消に資する取組の一環として児童館の自主事業として対応いただいていたものであるが，市内における放課後児童クラブの待機児童ゼロも一定程度継続している状況や利用ニーズを踏まえて整理を行い，本年度からは同自主事業は実施しないこととした。
②　夜間利用について	
夜間利用は，使用料が生じるため，利用が増加すれば市の収入は増加する。 一方，夜間利用に要する経費は，指定管理料の中に委託料等として計上されているとはいえ，現在の協定では，夜間利用が増えると，指定管理者にとって児童館の本来業務ではないところでの負担増となるおそれがある。	子育て支援部子育て支援課 夜間利用に係る経費については指定管理料に計上しており，指定管理者に負担が生じているとは認識していないが，その利用状況及び経費の推移について留意していくこととした。

意見の概要	意見に対する考え方
２３．へき地・季節保育所及び通年制保育園	
⑴　支出予算と支出実績比較	
③　予備費	
通常，予備費の決算欄には記載は行わず，予備費を充てた経費科目に記載するのが一般的である。 予備費は全額事務局で用いられているが，一般に本部経費の多くは固定費的なもので，予備費が必要となる突発的経費発生は少ないはずである。事務局経費の予算と実績を比較すると，予備費を使用しなくても賄えていたように思われる。 予備費が使用された費用内容を確認した上で，予備費予算を見積もる必要があるのか検討すべきである。	子育て支援部こども育成課 指定管理者と協議し，事務局費に予備費を計上することをやめることとした。
⑤　公租公課	
予算上の公租公課には，課税売上に含まれる消費税から課税仕入に含まれる消費税を控除した金額が計上されるべきだが，あるべき算定額よりも明らかに過大な金額が計上されており，これが予算と実績の差異の主要因になっている。 予算書に計上する消費税の算定根拠資料の提出を求めることを検討すべきである。	子育て支援部こども育成課 毎年度予算書に計上する消費税の算定根拠資料の提出を求めることとした。
２４．江丹別若者の郷	
⑴　実費ではない直接業務費計上について	
②　草刈り代及び除雪代	
実費の計上ではなく，あらかじめ設定した単価・数量から算定している。 除雪については，作業工数に係る資料がなかったため，作成すべきである。 また，当該業務費用は委託料として計上されているが，適当とはいえない。 実費計算は困難であるが，できる限り実費計算に近づけるようにすべきである。	農政部農政課 各業務について，実際の数量を報告することとし，「委託料」に代えて「草刈費」，「除雪費」，「農園費」等，具体の科目名に改めるよう指定管理者に指導し，平成29年度の収支報告において改善された。
⑵　自主事業について	
自主事業について，平成29年度の仕様書で新たに２種類以上取り組むこととしているが，自主事業は自主的に行うものであり，仕様書で取組数について定めるものではない。 事業計画書に記載があるとしても，義務付けることはできず，義務付けるのであれば，指定管理業務内に取り込み，経費を見積もって指定管理料に反映すべきである。	農政部農政課 指定管理対象施設の魅力と設置目的の効果を上げるため，指定管理業務の一部として「自主事業」の実施を仕様書において予定し，この自主事業に係る経費は指定管理料として反映していた。 これについて，自主事業ではなく，指定管理業務として扱うこととした。

意見の概要	意見に対する考え方
２６．公園（個別の指定管理業務）	
⑸　突哨山	
①　収支報告書	
収支報告書において，計上すべきでない収入が計上されており，その一方，計上すべき支出が計上されていない。 その他収入について，赤字決算ではなく収支を均衡にするため計上している。収支は実際のまま報告すべきである。 法人が所有するトラック，チェーンソー等に係る使用料，機械経費を計上していない。減価償却費相当額は計上してしかるべきである。	土木部公園みどり課 以後の報告書については，適正に処理を行うよう指導し，平成29年度分の報告書から改善されたことを確認済みである。
２７．公民館	
●　両施設共通事項	
・予算書及び収支報告書について	
①　前年度繰越金の取扱い	
予算書及び収支報告書では，前年度繰越金が収入として計上されている。予算書では収支は均衡しているが，前年度繰越金を収入から除いた単年度の収支予算は赤字となる。 収支報告書は単年度収支を計上すべきであり，書式を改めるべきである。またホームページ掲載の収支推移表の収入にも前年度繰越金額が含まれており，改めるべきである。	社会教育部公民館事業課 意見のとおり，Ｈ30予算書及びＨ29収支報告書より，収入に前年度繰越金を含めず単年度収支のみを計上するよう改めた。
②　予算編成方針	
単年度収支差額が赤字になった場合，市が補填するわけではない。 単年度収支差額が赤字となる予算編成は好ましくない。	社会教育部公民館事業課 意見のとおり，Ｈ30予算から前年度繰越金は計上せず，単年度の収入額内に支出額が収まるよう改めた。
●　西神楽公民館	
⑵　まちづくり協働事業について	
直営の公民館にはない事業として，まちづくり協働事業が実施されている。 施設管理に係る経費の余剰分は，経営努力の結果として指定管理者に還元してもいいが，まちづくり協働事業のために割り当てられた事業予算であれば，それとは性格が異なるので，他の経費等のために流用していいか，特定目的の事業費として精算するのか，検討の余地がある。	社会教育部公民館事業課 指定管理者は限られた予算の中で地域住民から要望のある施設整備等を実施するために経営努力をしており，地域活性化事業の余剰額の使途にも自由度があって良いものと考えられる。検討の結果，経営努力の妨げとなる可能性もあるため，当該事業費の余剰額を精算することは望ましくないと整理した。

意見の概要	意見に対する考え方
● 春光台公民館	
⑴ 地域活性化事業について	
直営の公民館にはない事業として，地域活性化事業が実施されている。 施設管理に係る経費の余剰分は，経営努力の結果として指定管理者に還元してもいいが，地域活性化事業のために割り当てられた事業予算であれば，それとは性格が異なるので，他の経費等のために流用していいか，特定目的の事業費として精算するのか，検討の余地がある。	社会教育部公民館事業課 指定管理者は限られた予算の中で地域住民から要望のある施設整備等を実施するために経営努力をしており，地域活性化事業の余剰額の使途にも自由度があって良いものと考えられる。検討の結果，経営努力の妨げとなる可能性もあるため，当該事業費の余剰額を精算することは望ましくないと整理した。
２８．井上靖記念館	
⑵ 観覧者数と開館日	
・今後の課題	
施設側の営業努力が観覧者数の増加に結びついていない現況を踏まえて，開館日数と実施イベントの見直しにより，運営費用の削減を検討されたい。 少数かつ不確定な来訪者のために，必要以上のコストをかけることは合理的とはいえない。休館日を増やしても事前に周知すれば問題ないと考えられる。 交通利便性が必ずしも高いといえない立地も踏まえて，特に冬期の営業の見直しから検討すべきである。	社会教育部文化振興課 井上靖記念館は，観覧者の対応のほか，条例で「資料の収集，保存及び展示」等の業務についてもその役割を定められている。確かに冬場の観覧者は減少する傾向にあるが，観覧者対応以外の業務の必要もあり，開館日数の見直しは困難である。 効率的な業務遂行を行う中で，各種イベントの実施や，平成29年10月に再オープンした彫刻美術館との共通観覧券の販売や連携事業等により，観覧者の増加に努める。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

指摘事項	措置状況
第３　全般的事項・共通事項に関する監査結果と意見	
7．　自主事業について	
⑹　全庁的な認識の統一	
指定管理者が企画する事業はすべて自主事業にあたるものと施設所管課が認識していたケースもあれば，指定管理業務内であることは理解しつつも，指定管理者が自主的に企画するものを自主事業と称することにしていたケースもあった。 現状では，自主事業に係る見解が統一されていない。	総務部行政改革課 自主事業の定義を再整理し，ガイドラインを改定した。
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
16．老人福祉センター	
●　両施設共通	
⑵　自主事業について	
指定管理業務と本来的な自主事業が明確に区別されていない。 収支報告書においては，自主事業に要した費用は区分して報告されていないが，公表している指定管理者管理運営状況シート上の収支表では，各種事業の経費や水道光熱費，消耗品費が自主事業費として計上されている。 本来的な自主事業のみを自主事業として，その内容報告及び収支報告を行うべきである。	福祉保険部長寿社会課 平成29年度から，適正な報告内容となるよう改めた。なお，自主事業は実施されていない。
17．高齢者等健康福祉センター（いきいきセンター）	
①　収支報告について	
指定管理業務と本来的な自主事業が明確に区別されていない。 公表している指定管理者管理運営状況シート上の収支表では，指定管理業務に係る経費の一部が自主事業費として計上されている。 本来的な自主事業のみを自主事業として，その内容報告及び収支報告を行うべきである。	福祉保険部長寿社会課 平成29年度から，適正な報告内容となるよう改めた。なお，自主事業は実施されていない。

指摘事項	措置状況
18. 近文市民ふれあいセンター	
⑵ 外注費（出向料）について	
指定管理業務は指定管理者グループによって行われており，グループ構成員の社員がグループへ出向するという形をとり，出向者給与及び賞与額の10%相当額を出向料として上乗せして支払っている。 指定管理者グループに法人格はなく，出向料として給与及び賞与に上乗せした金額を支払うことは妥当とはいえない。	福祉保険部長寿社会課 指定管理者に対し，平成31年度以降，人件費に出向料を計上しないよう指導し，改善した。
⑶ 備品管理について	
指定管理者が管理経費で取得価格２万円以上の物品を購入した場合，市に寄附申請を行い，施設の備品として，指定管理者に貸付けをすることになるが，寄付申請手続きを失念している物品があった。 施設所管課は，再度の周知徹底が必要である。	福祉保険部長寿社会課 指定管理者から関係書類を受け，登録手続きを行った。
20. 障害者福祉センター	
⑸ 修繕費について	
指定管理者は将来発生しうる施設修繕に備えて修繕引当金を設けている。 指定管理者には，引当を要するような大規模修繕を行うことは求められていないので，引当金に負債性はなく，内部留保の一部といえる。 修繕費引当金繰入の計上は行うべきではない。	福祉保険部障害福祉課 平成29年度には新たな修繕費の積み立てをせず，平成30年度はセンターの老朽化等に伴い，相当額の修繕費がかかったことから，更なる繰越金の計上もされなかったところである。今後も修繕を要する項目が増えることが予想されるため，修繕内容を市と事前共有するとともに（修繕に係る）責任分担等を踏まえた管理運営・経理処理に当たるよう指定管理者に伝えた。
22. 北彩都子ども活動センター	
⑵ 収支決算書の作成方法について	
収支報告書の一部の科目で，二重計上や計上もれが見受けられた。 また，支出項目として繰越金が計上されており，数年に一度実施される施設整備について，実際の作業が行われなかった年度において繰越金として支出扱いとし，次年度の収入に計上されている。 支出項目に繰越金を計上すると，実際には生じていない費用が計上されてしまい，事業年度の費用額を見誤る可能性もある。 また，指定管理者から提出された支出計算書や，市が公表している支出額において，繰越金の記載の扱いが異なっており，資料の作成方法に一貫性が認められない。 繰越金の扱いについて，再度見直しを行い，適正な処理を行う必要がある。	子育て支援部子育て支援課 収支報告については，当該年度の事業期間中において，どの科目をどれだけ支出したかが明確に確認できるように，出納簿等の整理に努めるよう指定管理者に指示した。 繰越金については，指摘以降は繰越金の項目を設けず，平成30年度の決算書及び令和元年度の予算書についても，繰越金の項目がなく改善されている。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第３　全般的事項・共通事項に関する監査結果と意見	
１．　指定管理者制度の導入検討手続について	
⑶　市直営管理施設における指定管理者制度移行への検討と説明責任	
市直営施設について，指定管理者制度に移行することで，市民サービスの向上，経費の削減といった制度の目的を達成できる可能性がないのかを常に検討する必要がある。 また，直営を継続する場合には，どのような検討を行って，結論に至ったかを説明する責任がある。	総務部行政改革課 市直営施設を行政評価の対象とし，指定管理者制度への移行の検討等を評価し，評価結果をホームページで公表した。また，評価結果の反映状況についても同様に公表した。
２．　非公募施設の選定方法について	
⑶　非公募理由の開示	
非公募で指定管理者を選定する場合について，ガイドラインにおいて「非公募理由を明らかにすること」とあるが，具体的な手続は明示されていない。 公募が原則であり，例外的に非公募とする場合には，市民に対する説明責任があり，非公募の理由を公表することが望ましい。	総務部行政改革課 非公募の理由をホームページで公表した。
３．　公募施設の選定方法について	
⑵　選定評価書の内容について	
②　評価項目の基本設計	
基本的には，市民サービスの向上と経費削減が重要な評価項目となる。 ガイドライン等に置いて，標準的な選定項目，配点，施設の特性に応じた選定項目や配点の調整ルールを明示することが望ましい。 参考資料とされている評価書のひな型の見直しも必要である。また，ひな型において，経費の縮減に係る配点が少なすぎる。	総務部行政改革課 標準的な評価項目及び配点についてガイドライン等の見直しを行った。
③　選定評価書の作成および変更について	
選定委員会において，選定評価書の配点構成が見直された例もあるが，評価書を既に公表しており，評価項目や評価基準の見直しが事実上できなかったケースもある。 選定委員会の権限について，選定項目や配点の見直しも含むものとするか否かを明文化することを検討してもいい。	総務部行政改革課 原則，市が定めた評価項目・配点構成とし，選定委員の意見は参考とするよう，ガイドライン等の見直しを行った。

意見の概要	意見に対する考え方
⑶　選定委員の構成について	
選定委員について，ガイドラインでは市役所職員３名及び外部委員３名以上とされている。 透明性を高めるためにも，外部委員が過半数を占めるようにすることが望ましい。	総務部行政改革課 外部委員を過半数とするよう，ガイドライン等の見直しを行った。
⑷　評価基準点について	
２者以上が応募した場合は評価点が最も高かった者を優先交渉権者に，１者応募の場合は選定委員会において評価を行った後に，優先交渉権者としている。 いずれの選定に際しても，基準点を決めているものはないが，評価において一定のレベルに達していなければ，指定管理者として適格とはいえないので，基準点を設けるべきである。	総務部行政改革課 基準点を設定するよう，ガイドライン等の見直しを行った。
５．　収支報告書について	
⑴　本社経費等の取扱い	
③　本社経費計上額の確認手続	
支出予算として本社経費を計上するものについては，予算上の本社経費総額とそれを指定管理業務に按分する際の基準を明らかにさせることが必要であり，併せて本社経費総額の算定根拠，按分基準の妥当性を裏付ける資料を提出させることも必要である。	総務部行政改革課 本社経費総額の算定根拠，案分基準の妥当性を裏付ける資料を提出するよう，ガイドライン等の見直しを行った。
⑤　本社経費の取扱いに係る全庁的な検討	
本社経費の計上状況について，指定管理者制度を統括する行政改革課でも施設所管課でも十分に内容の把握，確認が行われていない。 まずは実態把握が必要であり，特に非公募施設は指定管理者提出の予算がそのまま指定管理料となることも多く，状況把握が必要である。 その上で，一定の算定式に基づく上限額の設定等，認める本社経費の考え方を整理することが必要である。	総務部行政改革課 本社経費総額の算定根拠，案分基準の妥当性を裏付ける資料を提出するよう，ガイドライン等の見直しを行った。

意見の概要	意見に対する考え方
⑵　実費計上されない直接業務費	
指定管理者の法人内の他部門が，指定管理を行う部門に対しサービスを提供し，その業務費を請求するといった，実費ではない形で経費を計上しているものがあり，経常額に利益相当額が含まれているものもあると思われる。 費用計上は実際に要した費用とすることが原則であることから，実費算定が困難な場合は，指定管理者が算定根拠を明らかにし，施設所管課がその妥当性を確認する必要がある。	総務部行政改革課 経費は実費計上を原則とし，指定管理者自身が行う業務に係る経費を委託料，管理費，施工料といった科目で計上する場合は積算根拠を示すこととし，収支決算書のひな型にも注意書きを付記した。 ひな型はガイドライン等を改定し，正式な様式とした。
⑶　消費税支出の記載漏れ（指定管理者が免税業者ではない場合）	
③　消費税計上漏れを防ぐために	
課税業者である限りは消費税負担額を算定して，計上すべきである。その取扱いを明示することは必要であろう。	総務部行政改革課 収支予算書・決算書ともに「租税公課」の項目を追加し，注意書きを加えることにより消費税負担額の計上漏れを防止するようガイドライン等を改定した。
⑷　収支差額を赤字にしないための調整	
実際の報告を行うと収支差額が赤字になるため，黒字にする調整が行われていたり，本社経費を計上しなかったりしている施設があった。 実際の収支状況が把握できないと次期以降の指定管理料算定が誤ったものになってしまう可能性があるため，収支差額が赤字になるとしても，実際どおりの収支報告を行うべきである。	総務部行政改革課 調整が行わなれることなく，実際どおりの収支報告となるような収支決算書の様式を修正し，ガイドライン等を改定した。
６．　指定管理料と実際経費との比較可能性に係る事項	
⑵　予算書と収支報告書の比較可能性の確保	
①　消費税	
収入は消費税込の記載になっているが，支出は消費税込にしている施設も消費税抜にしている施設もある。中には，支出を予算書では消費税込，実績では消費税抜としている施設やその逆の場合もある。 予算と実績を比較するために，消費税の取扱いは統一すべきである。	総務部行政改革課 予算と決算で消費税の取扱いが変わることを防止するため，収支決算書には予算との対比や増減理由を記載する項目を設け，ガイドライン等を改定した。

意見の概要	意見に対する考え方
② 予算書及び収支報告書の書式	
年度終了後に提出する収支報告書の書式は定められていないため，収支予算書のひな形と異なる書式になっている。 予算と実績との比較を行うためには，予算書と報告書を同一の書式にすることが必要であるため，統一した収支報告書の書式を設け，必要に応じて収支予算書の見直しも検討するべきであろう。 収支報告書に収支予算欄を設け対比できるようにし，かい離が大きい場合にその理由を記載するようにすることが望ましい。	総務部行政改革課 予算との対比や増減理由を記載する項目を設けた収支決算書の様式を作成し，ガイドライン等を改定した。
7． 自主事業について	
⑵ 自主事業に係る手続の見直し	
自主事業計画書及び自主事業実施報告書の提出を義務付け，協定書，仕様書で明示すべきである。 また，自主事業収支は，指定管理業務収支と区分して，収支予算書上も収支報告書上も報告することとすべきである。	総務部行政改革課 自主事業の定義を再整理し，自主事業計画書及び自主事業分の収支予算書・収支報告書の様式を定め，ガイドライン等を改定した。
⑶ 自主事業の要件充足性の判定	
自主事業の要件として，指定管理料の流用は認めないことがガイドラインに明記されている。しかし，流用の判定は難しい。 自主事業収支が予算書に組み込まれていて，自主事業収支は赤字だが，全体収支が均衡している場合があり，指定管理業務に係る収支予算の黒字が適正なものであるか否かの判定が求められる。 この判定を行うためにも，指定管理業務収支と自主事業収支を区分して，予算書・報告書を作成すべき。 また，指定管理業務予算の黒字化の目的によっては，自主事業の見直しや指定管理業務に組み込むこともあり得る。	総務部行政改革課 自主事業の定義を再整理するとともに，指定管理業務と区分するため，自主事業計画書及び自主事業分の収支予算書・収支報告書の様式を定め，ガイドライン等を改定した。
9． 評価制度について	
⑴ 年度評価について	
① 実地調査	
原則として年に１回以上の実地調査を行うこととされている。 全施設で実施することが望ましい。	総務部行政改革課 施設の性質上，実地検査の実施が困難な施設もあるが，未実施の各施設の所管部局に対して実地検査の趣旨を改めて説明した。

意見の概要	意見に対する考え方
⑵　年度評価及び総合評価共通事項	
「指定管理者による公の施設の管理運営に関する評価についての指針」においては，年度評価及び総合評価の結果について，指定管理者に通知するとともに，ホームページにて公表することとされているが，指定管理者への通知は行われていない。 ホームページへの掲載についての周知は必要であろう。同様のものを文書で通知することは必要ないが，水準未満の評価の場合は，その理由を通知するか，直接説明することが望ましい。 なお，総合評価はその目的からして，指定管理者に通知するまでのことではないと考える。	総務部行政改革課 評価結果を指定管理者に通知するよう，施設所管課に改めて周知した。
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
２．市民活動交流センター	
⑶　予算と実績の差異分析と指定管理料への反映	
平成27年度，28年度において，実際の収支差額は3,000千円程度の黒字となっている。 このかい離の要因の把握は施設所管課では十分に行われていないので，要因を把握した上で，必要に応じて指定管理料の適正な見直しを行うべきである。	市民生活部市民活動課 収支の詳細について指定管理者に確認し，かい離の要因を把握した上で平成31年度（令和元年度）指定管理委託料を決定した。
５．ときわ市民ホール及び勤労者福祉総合センター	
⑶　予算と実績の差異分析と指定管理料への反映	
平成26年度以降，収支差額実績は10,000千円を超える黒字となっている。 このかい離の要因の把握は施設所管課では十分に行われていないので，要因を把握した上で，必要に応じて指定管理料の適正な見直しを行うべきである。	市民生活部市民活動課 収支の詳細について指定管理者に確認し，かい離の要因を把握した上で平成31年度（令和元年度）指定管理委託料を決定した。
６．農村地域センター	
⑵　旭正農業構造改善センター	
②　材料費の精算	
指定管理者が経営する業者が，加工室利用者に対して原材料の販売を行っているが，原材料は業者から施設に搬入され，指定管理者が利用者に渡している。また，その購入代金は指定管理者がいったん預かって，それを業者に渡している。 指定管理者の本来業務ではないため，自主事業として，施設所管課から事前承認を得るべきである。	市民生活部市民活動課 検討の結果，指定管理業務仕様書に加工原材料・資材の斡旋が明記されており，それに付随する利用者の利便を実現するものであることから，自主事業ではなく指定管理業務であると整理した。

意見の概要	意見に対する考え方
③　加工室の予約方法	
毎月１日から，先着順で翌月の加工室の利用予約申込み受付けが行われる。 深夜０時から受け付けており，ほぼ毎月０時にやってくる人がいるということであるが，妥当な予約方法とはいえない。また，当該予約方法は公表されていない。 早急に抽選方法を見直すべきである。	市民生活部市民活動課 先着順を中止し，１日（１月のみ５日）に集まった者において抽選を行うこととした。継続的な利用者には約１年をかけて直接周知した。
⑷　東鷹栖農村活性化センター	
②　緊急性を要する修繕	
体育館に雨漏り箇所があり，利用者安全確保の意味から，体育館を使用中止とする日もある。 安全性に係ることであるため，できるだけ速やかに修繕費の予算措置を行うことが望ましい。	市民生活部市民活動課 平成30年度においてコーキングによる修繕を実施。以後雨漏りは確認されていない。
８．東地区体育センター	
⑵　施設所管課の評価について	
平成27年度と平成28年度の指定管理者管理運営状況シートにおける評価項目において，ほぼ同様の評価理由が記載されているにもかかわらず，評価結果が異なっている項目があった。 評価に際しては，その評価理由が十分に理解できるような説明を記すべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 平成30年度の指定管理者管理運営状況シートより，評価の説明をより理解しやすい記載内容に改めた。
11．旭川大雪アリーナ	
⑷　自主事業について	
設置目的外の自主事業の収支報告が行われていない。 総論において全庁的な自主事業報告手続を定め，報告を求めるべきとしており，手続等が示されたら，それに従って，自主事業収支の報告を求めるべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 制度所管課が定める方針に沿って，平成30年度から自主事業収支の報告を受けている。

意見の概要	意見に対する考え方
15. カムイスキーリンクス	
⑵ 次期の指定管理者選定について	
・ 非公募理由の開示について	
平成30年度からの指定管理者は，これまで実績のない組織であることから，その運営能力は未知数である。 現在，非公募とする理由が市民に開示されていない。 総論において，全庁的なルールを定め，非公募とする理由を開示するべきとしており，開示ルールが設けられたら，できる限りの開示を行うべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 非公募理由の公表について，各施設所管部局において，非公募理由のホームページを作成して開示することとなったため，他のスポーツ課所管施設とともに平成31年４月からスポーツ課ホームページで公表している。
16. 老人福祉センター	
● 両施設共通	
⑴ 施設評価について	
平成28年度の指定管理者管理運営状況シートにおいて，施設所管課の１次評価の結果のうち，維持管理業務の実施状況が標準以下の評価になっており，その理由は「築30年以上経過しているため，設備等の老朽化が顕著になっている」というものであった。 これは施設自体の老朽化の指摘であって，維持管理業務に係る指摘ではないので，妥当な評価内容とはいえない。	福祉保険部長寿社会課 平成29年度から指定管理者管理運営状況シートの様式が改正されたところであるが，適切な評価内容を記載した。
● 北部老人福祉センター	
・ アンケート調査の実施	
指定管理者はアンケート調査を３年に１回の実施としている。 基本協定書においては，アンケート調査の実施頻度にまでは言及していない。ガイドラインにおいて年度評価に際してアンケート調査を実施することとしていることからして，その実施を年１回とするべきである。	福祉保険部長寿社会課 指定管理者においては，「世話人会議」とし，利用団体の代表を集め年３回ほど利用者の声を聞くほか，意見箱も設置し，利用者の声を聴き対応していることから，これらの取組を毎年のアンケート調査に代わるものとみなし，アンケート調査については従来どおり３年に１回の実施とする。また，これに限らず利用者の声をきちんと吸い上げる努力を引き続き行っていく。
● 東部老人福祉センター	
・ アンケート調査の実施	
アンケート調査が実施されているが，指定管理者が定期的に実施している楽々体操に係るものとなっており，施設全般に係るものになっていない。 施設全般に係るアンケート項目を設けるべきである。	福祉保険部長寿社会課 指定管理者においては，定期的に職員が各利用団体をまわり，利用者の声を聞くほか，意見箱も設置し，利用者の声を聴き対応している。こうしたことから，施設全般に関するアンケートは実施していなかったが，北部老人福祉センターと合わせて，これらの取組を毎年の（施設全般に係る）アンケート調査に代わるものとみなすとともに，３年に１回（施設全般に係る）アンケート調査を実施することとした。

意見の概要	意見に対する考え方
17. 高齢者等健康福祉センター（いきいきセンター）	
② 収支報告書の書式	
指定管理者は社会福祉法人会計基準に準拠した資金収支計算書の様式で収支報告を行っているが，内部の部門間での資金移動も収支として報告されており，収支報告書としては適当とはいえない。 総論のとおり，全庁的に収支報告書の書式を統一すべきと考える。	福祉保険部長寿社会課 指定管理者制度運用ガイドラインが改定され統一された書式が提示されたため，令和元年度の書式より変更した。
18. 近文市民ふれあいセンター	
⑴ 自主事業収支について	
② 収支報告のあり方	
施設所管課において，売店事業は指定管理業務，自主事業のいずれにも属さないものと認識し，収支報告を求めてこなかった。 指定管理者が行う事業のうち，指定管理業務に属さないものは全て自主事業になるといえるので，今後は自主事業として位置付けて，その収支報告を求めるべきである。	福祉保険部長寿社会課 売店事業について収支報告を受けることとした。
⑷ 委託料について	
指定管理者自身が行う業務の一部に係る経費が委託料として計上されており，妥当ではない。 また，実費ではない計上であるため，その算定根拠を確認し，計上額の妥当性を確認するべきである。	福祉保険部長寿社会課 指定管理者から，委託に係る算定経過の算出根拠が分かる資料の提出を求めるよう変更した。
19. 神居デイサービスセンター	
⑵ 収支予算書及び収支決算書の提出様式について	
指定管理者は社会福祉法人会計基準に準拠した資金収支計算書の様式で収支報告を行っているが，内部の部門間での資金移動も収支として報告されており，収支報告書としては適当とはいえない。 総論のとおり，全庁的に収支報告書の書式を統一すべきと考える。	福祉保険部長寿社会課 指定管理者制度運用ガイドラインが改定され統一された書式が提示されたため，令和元年度の書式より変更した。

意見の概要	意見に対する考え方
20. 障害者福祉センター	
⑵ 予算実績比較について	
予算額と決算額のかい離が大きい科目が散見された。 予算実績差異の金額が大きいものについて，要因の把握が十分に行われているとはいえないため，指定管理者から差異分析に係る文書を提出してもらい，それに基づいて所管課でヒアリング等を実施して把握することが望ましい。	福祉保険部障害福祉課 年次報告書を基に予算実績の差異の金額が大きい科目のヒアリング等を実施し要因を把握した。平成30年度については修繕費が予算を大きく上回っていたが，年次報告時のみではなく，年度途中から修繕項目等について連絡を密に取り状況の把握に努めた。
⑾ 内部管理体制の整備について	
指定管理業務に係る経費計上は，十分な根拠がないまま行われているものがある。 退職金規程等，内部管理体制の整備状況には，不十分な点がある。 平成28年度の施設所管課による施設評価において，「経理事務の実施状況」は高い評価となっており，所管課による調査及び評価は，十分なものとはいえない。	福祉保険部障害福祉課 施設評価においては，指定管理者のセンター管理等に係る日常的な把握並びに定例で報告される事業実施内容及び当該報告の疑義に係るヒアリング等に基づき，総合的に評価を行っている。 なお，平成29年度及び30年度の施設評価においては，算定ルールの明確化・収支差額の分析について更に協議をしていくこととし，また今後も顧問税理士による経理事務の確認作業を含め，適正な処理を行うことが求められるとした。 また，退職金を含め，実態等を踏まえながら，適宜内部管理に係る規定等の精査を行うよう指定管理者に伝え，これを受け内部管理体制について順次改善・整備が進められているところである（具体的な改善・整備については，他の指摘・意見等に対する措置として，別途報告する（一部報告済み））。
22. 北彩都子ども活動センター	
⑶ 本社費について	
決算書の支出項目には，本社費が計上されている。 総論においても，本社経費の取扱いについて全庁的に定める必要があるとしている。 指定管理者で負担すべき金額が明確なもののほか，経理業務に係る負担金などは，一定のルールに基づく金額を計上すべきである。 平成28年度は決算でのみ本社費を計上しており，利益を調整できることにつながりかねず，予算決算の比較にも不都合が生じる。 本社費の計上に際しては，算定根拠資料の提出，その確認作業が必要といえる。	子育て支援部子育て支援課 本社費は，指定管理者グループ内で施設の運営に係る本社職員の派遣旅費や，物品の購入代金等が主であるが，その用途や金額については他の費目同様明確に出納簿等に記載されるべきであり，可能な限り旅費や消耗印刷費等の個別の項目に表示するよう指示した。 それでもなお本社費として計上しなければならない金額については，予算作成時から計上すること，また，その割合については，個別の支出について妥当性のある内容として確認できるよう整理することとした。 なお，平成30年度の決算書及び令和元年度の予算書では，本社費を計上せず，決算書類にも不備はなく改善されている。

意見の概要	意見に対する考え方
23. へき地・季節保育所及び通年制保育園	
⑵ 指定管理料の適正な見直し	
平成28年度において，本来的な経費ではない設備費及び小破修繕引当金繰入を経費から除くと，25,000千円以上の黒字となる。 特に人件費において予算と実績のかい離が大きい状況が続いているが，施設所管課で差異発生原因について十分な分析が行われていない。 指定管理者は非公募となっていることからも，透明性の高い指定管理料決定手続が求められる。 収支差額黒字が経営努力によって生まれているのか，予算見積もりが甘かったこと等によるものなのか把握した上で，必要に応じて指定管理料の適正な見直しを行うべきである。	子育て支援部こども育成課 人件費等経費の状況の把握に努めた上で指定管理料を算定し，令和元年度の年次協定締結にあたっては，指定管理料を引き下げた。
26. 公園	
● 公園事業全体	
⑴ 選定委員会について	
当該指定管理業務においては，旭川市が100%出資している公園緑地協会が応募してくる可能性が高いものであった。 総論にもあるように，選定評価の透明性を高めるためには，外部委員が過半数を占めることが望ましいといえる。ガイドラインでは選定委員会の外部委員を３名以上としているので，過半数となる４名を選定することは可能である。	土木部公園みどり課 平成30年度の選定委員会から外部委員を過半数以上とした。
⑵ 指定管理者連絡協議会について	
② 今後のあり方について	
平成28年度に開催された指定管理者連絡協議会では，主に市街地の公園等の管理業務に係る議論がされており，芝管理が中心のＦグループ及び特殊公園管理のＧグループの指定管理者にとって有用な会議になっていないと思われる。 会議体のあり方や，構成メンバーを見直すといった検討が必要と思われる。	土木部公園みどり課 議題や進行等を見直し，市が主体となる会議とし，また新たな指定管理者の参入もあったことから，管理水準の平準化や災害時の緊急体制などの議題にて会議を行い，参加指定管理者全体に関係性の高い会議内容とした。
⑶ 指定管理業務区分について	
② 今後の指定管理業務区分について	
スケールメリット，民間事業者の参入容易性という観点とは別に，作業効率という観点も必要であり，この観点からすると，市南部の公園が多いＡ・Ｃグループ，市北部の公園が多いＢ・Ｄグループをそれぞれ一つのグループにすることを検討する余地があると思う。	土木部公園みどり課 グループ分けの検討を行い，効率的に管理できるように10グループから７グループとした。

意見の概要	意見に対する考え方
⑷　自主事業収支報告について	
・　今後の自主事業収支報告について	
指定管理業務内であるにもかかわらず自主事業費用としているパンフレット作成代，ホームページ作成及び維持コスト等は適正な科目に振替えるべきである。 その上で，本来の自主事業収入及び自主事業費用については，指定管理業務収支とは別に報告を求めるべきであり，現在報告されていない自動販売機，売店等に係る自主事業収支も含めるべきである。	土木部公園みどり課 仕様書等の見直しを行い，自主事業について明確化することにより，適正な科目で処理し，報告を受けるよう改めた。
●　個別の指定管理業務	
⑴　総合公園・運動公園等	
①　非公募の妥当性	
イ）　指定審査委員会について	
今後は，非公募である指定管理者が旭川市の出資団体であることを考慮して，より審査の透明性を高めるために，指定審査委員会に外部委員を加えることが望ましい。	土木部公園みどり課 平成30年度の選定委員会から外部委員を過半数以上とし審査を行った。
⑵　近隣公園・地区公園	
①　予算・実績差異分析について	
各事業者からの支出報告書の予算額欄と実績額欄を設けて，大きな差異があるものについて差異原因を記載するよう求めることなどにより，何らかのチェックが必要であろう。	土木部公園みどり課 事業体代表者に，事業体内の予算決算のチェック体制を取るよう指示をした。
②　自主事業	
自主事業のうち，自動販売機事業については収支報告書において報告されていない。 全ての自主事業に関する収支について，予算書上，収支報告書上のいずれにおいても，指定管理業務収支とは別に報告を求めるべきである。	土木部公園みどり課 仕様書等の見直しを行い，自主事業について明確化することにより，適正な科目で処理し，報告を受けるよう改めた。

意見の概要	意見に対する考え方
⑶　石狩川水系緑地	
・　自主事業収支報告	
自主事業のうち，自動販売機事業については収支報告書において報告されていない。 全ての自主事業に関する収支について，予算書上，収支報告書上のいずれにおいても，指定管理業務収支とは別に報告を求めるべきである。	土木部公園みどり課 仕様書等の見直しを行い，自主事業について明確化することにより，適正な科目で処理し，報告を受けるよう改めた。
⑷　パークゴルフ場	
①　指定管理区分について	
パークゴルフ場管理業務は，Fグループ指定管理業務と非公募の総合公園・運動公園等維持管理業務に別れている。 全てのパークゴルフ場を一つの指定管理業務として，公募で選ぶことが競争性の確保の観点からは望ましい。一つの業者に任せることで，管理水準の均一化も図られる。 また，利用料金制度を導入することにより，芝管理に対するモチベーションがあがり，管理水準の悪化に対し有効と考える。	土木部公園みどり課 検討の結果，同一公園内の管理施設の分け方の問題や施設利用者の混乱を招く可能性が高いことから，今回の指定管理者更新時には一括管理とはしないこととした。また，利用料金制の導入について，検討は行ったが，令和２年度に使用料等の見直しがあることから，今回の指定管理更新時には導入は行わないこととした。なお，これらについては，指定管理者更新時等に随時検討していく。
③　自主事業収支について	
自主事業収支が赤字となっている。 自主事業の赤字相当額が指定管理料で賄われたのか，指定管理業務の利益を自主事業に投入しているか，判断が難しいところである。 収支予算書，収支報告書のいずれにおいても，指定管理業務収支と自主事業収支を別に報告すべきである。	土木部公園みどり課 仕様書等の見直しを行い，自主事業について明確化することにより，適正な科目で処理し，報告を受けるよう改めた。
⑸　突哨山	
②　業務評価方法について	
特殊な公園の管理業務であるが，選定評価における選定項目及び配点基準は，他の公園維持管理に係るものと全く同じものとなっている。 業務内容に即した，独自の評価項目，採点基準を設けることを検討する余地がある。	土木部公園みどり課 指定管理者更新時には，事業内容に即した評価項目，採点基準とした。

意見の概要	意見に対する考え方
⑹　旭山公園	
①　収支報告書について	
自主事業のうち，売店等に係る収支については収支報告書において報告されていない。 全ての自主事業に関する収支について，指定管理業務収支とは別に収支報告書を作成して報告すべきである。	土木部公園みどり課 仕様書等の見直しを行い，自主事業について明確化することにより，適正な科目で処理し，報告を受けるよう改めた。
②　選定時の評価項目について	
イ）　当該指定管理業務独自の評価項目，配点について	
市街地にある公園等や，突哨山のような特殊な公園の指定管理業務とも異なる業務が含まれる。 どういった項目を重視するのかを明確にして，それを応募要項等においてもできる限り明らかにすることが望ましい。 選定評価においても，そうしたことを考慮した項目や配点を定めることが望ましい。	土木部公園みどり課 指定管理者更新時には，事業内容に即した評価項目，採点基準とした。
⑺　嵐山公園	
・　自主事業収支について	
自主事業収支が赤字となっている。 自主事業の赤字相当額が指定管理料で賄われたのか，指定管理業務の利益を自主事業に投入しているか，判断が難しいところである。 自主事業収支の中に，指定管理業務内の事業に係るものもある。指定管理業務内の事業を明確にし，その収支は自主事業収支から除く必要がある。 その上で，収支予算書，収支報告書のいずれにおいても，指定管理業務収支と自主事業収支を別に報告すべきである。	土木部公園みどり課 仕様書等の見直しを行い，自主事業について明確化することにより，適正な科目で処理し，報告を受けるよう改めた。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

指摘事項	措置状況
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
６．農村地域センター	
⑵　旭正農業構造改善センター	
①　開館時間及び期間	
夜の予約が入らない日は午後５時に閉所しているが，条例で定められた承認手続がとられないまま，閉所時間の変更が行われており，また一般利用者に対して，このことが開示されていない。 施設所管課でこうした運用を許可するのであれば，少なくとも文書による承認手続をとるべきである。また，ホームページ上で受付時間を開示するべきである。	市民生活部市民活動課 一定条件の下の閉所時間の変更について，事前申請を受けて承認手続を行い，実績は事後報告を受けることとした。また，施設の受付時間は閉所時間の影響を受けない時間を設定し，ホームページ上で開示した。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第３　全般的事項・共通事項に関する監査結果と意見	
８．使用料について	
⑵　無料施設について	
『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』における市費負担割合が100%とされる施設に該当しない場合，施設に係る年間コストに基づいて使用料を設定することとしている。 市費負担割合が100%とされる施設に明らかに入らないと思われる施設で，使用料が無料となっている施設がある。 利用者に便益があるため，有料化を検討すべき施設といえる。 〇対象施設 21世紀の森施設（入浴施設及びキャンプ場），柔道場，江丹別若者の郷（キャンプ場），公園内のパークゴルフ場・キャンプ場	【全般】 総合政策部財政課 使用料・手数料の見直しにおいて，無料施設の有料化を次のとおり検討し，令和元年第３回定例会で関係条例の改正が議決され，令和２年４月１日から対象施設の有料化が実施された。 〇無料施設の有料化検討状況 １）有料化した施設 ・21世紀の森施設（入浴施設及びキャンプ場） ・公園内のパークゴルフ場の一部（４施設） ・公園内のキャンプ場の一部（２施設） ２）有料化を見送った施設及びその理由 ・柔道場 ・若者の郷 ・公園内のパークゴルフ場の一部 ・公園内のキャンプ場の一部 〔見送った理由〕 施設再編の対象となっていること，有料化に伴う新たなコスト（人件費等）のため収支が悪化するおそれがあることなどから，今回の見直しでは有料化を見送ったところである（今回，有料化を見送った案件についても，４年を目途とした定期的な見直しの中で再度検討することとなる）。
	【個別施設：21世紀の森施設（キャンプ場）】 農政部農林整備課 施設の利用により利益を受ける方にその利益に見合った応分の負担をしていただくため，『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』に基づき，無料であった21世紀の森施設（キャンプ場）の使用料について，パブリックコメント及び審議会での審議を経て，令和２年４月１日から有料化を実施した。
	【個別施設：江丹別若者の郷（キャンプ場）】 農政部農政課 江丹別若者の郷（キャンプ場）について有料化を検討した結果，当該施設は利用者数が少ないため，使用料収入と有料化により新たに発生する人件費等のコストを比較した場合に収支が悪化するおそれがあることなどから，今回の見直しでは有料化を見送ることとした。なお，４年を目途とした定期的な見直しの中で再度検討する。

意見の概要	意見に対する考え方
	【個別施設：公園内のキャンプ場】 土木部公園みどり課 　使用料の見直しに合わせて，管理人が常駐し，かつ利用人数の多い公園のキャンプ場２箇所（春光台公園，カムイの杜公園）について，令和２年４月１日から有料化を実施した。
	※その他の対象施設については，「第４　個別施設等に関する監査結果と意見」に記載 ・21世紀の森施設（入浴施設） 　「13. ２１世紀の森施設　⑶入浴施設について」 ・公園内のパークゴルフ場 　「26. 公園　●個別の指定管理業務　⑷パークゴルフ場　②無料施設の有料化の検討」 ・柔道場 　「12. 柔道場　⑶使用料について」
⑶　集会機能施設に係る料金体系の見直し	
集会機能を持つ主な施設としては，住民センター，地区センター，公民館があるが，それぞれの料金体系は一律ではない。また，一定要件を満たすと無料で利用できるコミュニティスクールもある。 　同様のサービスを受けることに係る料金が施設によって異なるのでは，公平性が確保できないことになる。 　全庁的に点検して，適正な受益者負担といえない料金体系については，改定を行うことが必要である。	【全般】 総合政策部財政課 　使用料・手数料の見直しにおいて，地域集会施設として位置づけられた住民センター，地区センター，公民館等の料金体系の統一化について，令和元年第３回定例会で関係条例の改正が議決され，令和２年４月１日から新料金が適用された。 （※地域集会施設については，総務部公共施設マネジメント課を中心に対応）
	【全般】 総務部公共施設マネジメント課 　「地域集会施設の活用方針」を踏まえ，地域集会施設の効率的な活用に向けた具体的な取組内容を整理した「地域集会施設の活用に関する実施計画」を令和元年８月に策定し，同計画に基づく取組として，住民センター・公民館など地域集会施設を対象に，貸室の面積区分に応じた料金設定とするため，「『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針」（改訂版）に基づき料金設定基準等を示した。
	【住民センター・地区センター】 市民生活部市民活動課 　「受益と負担の適正化」及び「地域集会施設の活用方針」で新たに定められた基準に基づき，住民センター，地区センターの利用料金上限額を引き下げ，令和２年４月１日から新料金を適用した。

意見の概要	意見に対する考え方
	【公民館】 社会教育部公民館事業課 　公民館使用料は，他の施設と比較して設定基準よりも低い状況にあることから，地域集会施設の活用に関する実施計画に基づき，公民館使用料の改正を行い，令和２年４月１日から新料金を適用した。今後も段階的に全庁的な見直しとともに料金の改定を検討していく。
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
３．末広地域活動センター	
・　地域活性化事業について	
他の地区センター等とは異なり，ソフト事業が求められているが，管理業務は地区センター等と同様の人員体制で行うことになっている。 　業務に必要な人件費が確保されているのか，業務内容を見直すべき点がないのかを，施設所管課と指定管理者で協議する必要があると考える。	市民生活部市民活動課 　指定管理者と協議を行い，ソフト事業を実施するための事業費及び人件費を考慮した指定管理委託料を予算化して年次協定を締結した。
４．住民センター及び地区センター	
⑵　利用料金について	
商行為利用に対しては，所定の料金の２倍の額の利用料金とする規定になっている。 　商行為料金の適用については，明文化されたものはなく各センターの判断に委ねられているが，各種教室の開催など，判定が難しく，センターによって取扱いが異なっている。 　複数のセンターを利用する事業者もいるので，統一した判定基準を定めることが望まれる。	市民生活部市民活動課 　各住民・地区センターの利用実態及び指定管理者の意向等を踏まえながら，商行為料金の適用判断の目安とする基準を作成し，通知した。
６．農村地域センター	
⑴　西神楽農業構造改善センター	
②　農産加工室の休止期間	
施設内の農産加工室は，毎年2か月間機器の点検，メンテナンスのため休止している。 　休止に関して，施設所管課に対する文書による申請は行われていない。 　本来事前に所管課と協議すべきであるので，休止する場合の承認手続，市民への開示手続を明確にすべきである。	市民生活部市民活動課 　農産加工室の休止に当たっては，事前に文書により申請を行い，承認の後は市民にその旨を開示するよう指導した。

意見の概要	意見に対する考え方
⑶　永山ふれあいセンター	
・　閉館時間及び期間	
夜の予約が入らない日は午後９時に閉所しているが，条例で定められた承認手続がとられないまま，閉所時間の変更が行われており，また一般利用者に対して，このことが開示されていない。 施設所管課でこうした運用を許可するのであれば，少なくとも文書による承認手続をとるべきである。また，ホームページ上で受付時間を開示するべきである。	市民生活部市民活動課 一定条件の下の閉所時間の変更について，事前申請を受けて承認手続を行い，実績は事後報告を受けることとした。また，施設の受付時間は閉所時間の影響を受けない時間を設定し，ホームページ上で開示した。
７．総合体育館	
⑵　非公募の合理性の有無	
・　公募の検討	
総合体育館と同様，スポーツ振興の拠点と位置づけられる体育館を公募としている他市の事例は多くある。 指定管理者の選定は公募が原則である以上，公募により選定することを検討していくべきと考える。	観光スポーツ交流部スポーツ課 各種課題の整理を行いながら選定方法について検討した結果，平成31年度からの指定管理者の選定においても，施設の設置目的や管理の実績から，非公募で行うこととした。また，申請者からの提案内容について，意見交換会の開催などを通じ妥当性を審査した結果，管理者として適当であると認められた。 今後も，選定方法について随時検討を行う。
11．旭川大雪アリーナ	
⑴　非公募とすることの妥当性	
②　非公募とすることの妥当性	
施設の所有者であることや，屋内スケートリンクの管理の技術と能力を持っていることは，非公募とするまでの理由になるとはいえない。 道北地方に他に管理が可能な業者がいないであろうことや，これまでの実績は認めるが，第三セクターが非公募で指定管理者を継続することは望ましいことではない。 民間事業者の参加意欲の調査等もしながら，公募にする可能性を検討すべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 各種課題の整理を行いながら選定方法について検討した結果，令和２年度からの指定管理者の選定においても，施設の設置目的や管理の実績から，非公募で行うこととした。また，申請者からの提案内容について，意見交換会の開催などを通じ妥当性を審査した結果，管理者として適当であると認められた。 今後も，選定方法について随時検討を行う。
12．柔道場	
⑶　使用料について	
他の多くのスポーツ施設が有料であるのに対して，柔道場は無料となっている。不特定多数の者が利用する施設ではなく，利用者は一定の便益を享受している。 『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』において使用料の見直しが進められるので，柔道場においても検討を行う余地がある。	観光スポーツ交流部スポーツ課 柔道場の建物は，設置後約50年が経過し，老朽化も進んでおり施設の存続も含め検討する必要があり，旭川市公共施設等総合管理計画第１期アクションプログラム施設再編計画において，廃止を検討する施設となっている現状から，全市的に取り組んだ使用料見直しにおいて，有料化を行わないこととした。

意見の概要	意見に対する考え方
13. ２１世紀の森施設	
⑶ 入浴施設について	
温泉の利用料は無料であるが，急病人の対応や，タオルや野菜の販売のため金銭の授受があることから，人員が１名配置されている。 温泉は施設全体の中でもっとも利用客が多い施設である。 『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』において使用料の見直しが進められるので，当入浴施設においても検討を行う余地がある。	農政部農林整備課 入浴施設である森の湯についても，『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』に基づき，使用料の見直しを行い，令和２年４月から大人（中学生以上）１人１回100円の使用料とした。
⑷ 今後の施設運営のあり方について	
市民利用よりも市外からの利用者が多い施設もある。 市外からの来訪者が増加することで，交流人口の拡大につながり経済効果が期待されるということであるが，施設周辺に飲食店や売店がなく，その経済波及効果がどの程度であるか定かでない。 また毎年40,000千円以上の負担を市が行うこと，更に近年は施設整備費をかけて施設の充実を図ってきていることについて，十分な説明がなされているとはいえないであろう。 施設の方向性（施設の意義，施設規模，施設使用料等）について，議論する時期にきていることと思う。	農政部農林整備課 施設の利用により利益を受ける方にその利益に見合った応分の負担をしていただくため，『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』に基づき，有料の施設のみならず，無料であった21世紀の森の湯，パークゴルフ場，キャンプ場についても，パブリックコメント及び審議会での審議を経て，使用料の改定を行った。
20. 障害者福祉センター	
⑷ 事務管理手数料について	
② 経費額の算定方法について	
事務費は実費計上が原則である。 所管課と指定管理者とで協議して，算定のルールを明確にすべきである。	福祉保険部障害福祉課 指定管理者への事務委託料について，算定根拠を明確にした上で予算計上し，適正に支出していることを確認している。
⑿ 遊休資産の活用について	
施設内に「音響・映像スタジオ」を有しているが，音響スタジオの使用実績が極端に低く，設備使用のニーズが低い状況にある。 今後の設備の有効活用方法を検討すべきである。	福祉保険部障害福祉課 使用実績が低い音響スタジオについては，平成14年の施設建設当初に利用していた団体等の利用がほぼなくなり，機材の入替え等も含め要望等がない状況であり，イベント時の倉庫として活用しているところである。面積が狭く設置機材も旧式であることから，当該貸室を本来の設置目的に合った有効な活用をするためには，機材入替えや室内改修などの抜本的な対応が必要となり，難しいものと考える。今後，施設利用者の要望等も聞きながら，活用策を検討していく。

意見の概要	意見に対する考え方
22. 北彩都子ども活動センター	
(1) 利用者数の向上	
・ 運営評価と利用者数向上	
青少年の利用に重点を置く施設であることから，利用者数の達成度の確認は，一般（大人）の利用を除いて行うべきである。 また，青少年会議に関しては，メンバーの募集方法やスタッフの関わり方など見直して，有意義なものとしていかなければならない。 公募の選定において事業の内容等の配点が高く，それによって選定された以上は，ある程度のスピード感を持って実施しなければ，選定の公平性がなくなってしまう。 実際に運営を行い，想定した状況と異なっていることも考えられるため，提案書の内容の実現方法について，市と指定管理者とで計画を共有する必要があると思われる。	子育て支援部子育て支援課 施設の設置に関わる計画（子ども・子育て支援施設（北彩都団地関連施設）に関する基本的な考え方　平成25年６月）において，年間の利用者数として，「約30,000人を想定する（市営住宅入居者等を除く）」と記載していることを確認し，利用者数の目標は，中高生等及び子育て支援センターの利用者のみであることとした。 事業内容については，新たに計画，実施するものを中心に，その内容・実施方法について指定管理者の担当者とやり取りするなど，工夫している。 利用者数については，新型コロナウイルス感染拡大防止対策による休館時期もあり，目標達成に至ってないものの，若者活動拠点として，若者向けのダンスや音楽，バスケットボール等のイベントを定期的に開催したり，イベント時のギャラリーにフォトスペースを設営するなど，青少年の利用が増えるよう工夫している。 青少年会議については，子どもたちの意見を反映させられるように，会議の回数を増やし，子どもが話し合いできる場を多く設けている。子どもの意見を把握しサポート体制を作るために，青少年会議に参加スタッフの人数を増やしたり，必要に応じて本社の人を同席させた上で行っている。また，子どもたちのSNSを活用したいという意見を反映し，月２～４回程度のzoomを使用したオンライン会議とinstagram（SNS）での発信を開始している。 青少年会議のメンバーも，前年度より人数が増え，子どもたちで自ら企画して宿泊研修を行うなど，子どもの自主性を生かし，より良い青少年会議が行われている。
23. へき地・季節保育所及び通年制保育園	
25. 市営牧場	
(1) 指定管理業務範囲について	
指定管理者は，指定管理業務範囲内のものとして，施設所管課職員に同行し，市営牧場に牛を預託する予定の農家を訪問しているが，指定管理者が行う業務は牧場管理であり，業務仕様書においても預託予定先の訪問等に係る記載はない。 指定管理業務とするのであれば，仕様書でその旨を明確にし，経費に反映した指定管理料にすべきであろう。	農政部農政課 農家訪問は指定管理者が預託される牛の状況を把握するなど，重要な業務として位置付けていることから，基本協定締結時，仕様書に以下のとおり記載した。 「９　利用者ニーズの把握 利用者サービスの向上と施設運営の効率化に資するため，指定管理者は年１回以上，利用農家を訪問し，利用者ニーズ及び意見の把握に努めること。」

意見の概要	意見に対する考え方
⑵　グループ間契約について	
指定管理者は２者が構成員のグループであるが，グループにおける各社の業務分担内容，指定管理料の配分方法等は，施設所管課に提出された「指定管理者グループ協定書兼委任状」には明示されていなかった。 グループ内で１者からもう１者に対して，一部の業務を委託する旨の業務委託契約が結ばれており，このままでは，実質的に指定管理者グループとはいえない。 施設所管課の指導を受けて，実質的な意味でのグループ間協定書を作成すべきである。	農政部農政課 グループ間協定書を作成し，グループにおける各社の業務分担や指定管理料の受領割合などについて明示した（応募書類提出時）。
26．公園	
●　個別の指定管理業務	
⑷　パークゴルフ場	
②　無料施設の有料化の検討	
無料となっている18ホールを有する６施設は，受益者負担の観点からして有料化を検討すべきと考える。 有料化すると，人員配置等が必要となるため，利用料金収入とそのコスト負担も踏まえ，導入を検討すべきであろう。	土木部公園みどり課 施設内容や利用状況を検討し，４箇所の18ホールを有するパークゴルフ場（忠別広場，永山，東鷹栖，神楽）について，令和２年度から有料化を実施した。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
５．ときわ市民ホールおよび勤労者福祉総合センター	
⑴　目的な利用料金適用対象について	
①　法人利用に適用する料金について	
勤労者等が利用する場合は目的内利用料金適用とされており，一般料金の３分の１程度となっている。 社員面接や社内会議等は勤労者のために法人が開催するものではなく，法人のために行うものといえる。 法人による使用の場合，どのようなものが勤労者のための催しといえるのかについて，一度整理し，受付事務処理マニュアルの記載内容も見直す必要があることと思う。	市民生活部市民活動課 指定管理者と運用方法の変更に係る影響を協議し，どのような催しが勤労者のためにあたるのかを整理し，受付事務処理マニュアルを改訂した。
６．農村地域センター	
⑷　東鷹栖農村活性化センター	
①　食品加工室の利用のあり方	
食品加工室は特定の７団体のみの利用となっており，利用者が固定していることの妥当性，利用団体による協議会と指定管理者及び市の関係性等について，一度整理検討する必要があると考える。 また，施設の位置付けを再確認した上で，必要があれば，食品加工室だけは農政部に所管替えすることも検討する余地があることと思う。	市民生活部市民活動課 食品加工室の利用については，農村活性化策の一つとして施設が設置された経緯を踏まえつつ，東鷹栖地域以外の団体の利用希望に対し，食品加工室を利用する団体で構成する協議会，当センターの指定管理者及び本市で協議を行い，新規受入に係る基本的な考え方を整理した上で，新規団体の受入を行った。 なお，当該施設は，コミュニティ施設と産業施設（農業）両方の性格を持つものであるが，その所管の決定については，現所管の市民生活部のみの問題ではなく，全市的な政策の視点が必要であることから，本市機構改革時に議論すべきものと考える。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
７．総合体育館	
⑶　本部経費計上額に係る確認手続	
指定管理業務に係る管理運営費に本部経費が含まれており，本部経費全額が指定管理業務の経費とされていた。 指定管理者は指定管理業務以外の事業も行っており，そちらにも本部経費は按分されるべきである。 合理的な按分基準を定めて，指定管理業務に配賦すべきであり，施設所管課は，そうした算定根拠資料の提出を求め，その確認作業を行うことが必要となる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 指定管理者と協議の上，本社経費（間接費）の算定根拠資料の提出を求めることとした。
９．東部スケートリンク	
⑵　本社経費計上額に係る確認手続	
収支報告書上の本社経費の算定方法が年度により異なっており，また収支予算書と収支報告書で算定方法が異なっている年度もあるが，その根拠は明らかではない。 これらは，合理的な算定根拠に基づいたものとはいえず，今後は，指定管理業務に負担させる本社経費に係る算定根拠資料の提出，その確認作業が必要といえる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 指定管理者と協議の上，収支報告書に本社経費（間接費）の案分方法について記載することとした。
10．忠和テニスコート	
⑴　開設時間について	
指定管理者選定委員会で，早朝利用者が少なく早朝の開場を見直すべきとの意見が出されており，人件費の削減にもなるので，早朝時間帯は解錠しないことを検討する余地がある。 夜間利用の利用期間を短縮することも，検討する余地がある。	観光スポーツ交流部スポーツ課 日中の利用者数と比較すると少ないが，早朝や夜間にも一定程度の利用者が存在するとともに，仕事や家庭の都合などにより，早朝や夜間しか利用できない者も想定されるため，様々な生活環境の方にスポーツに親しんでもらうことを目指しているものであり，今後利用促進を図るとともに，開設時間は変更しないこととする。
⑶　本社経費計上額に係る確認手続	
収支報告書上の本社経費の算定方法が年度により異なっており，また収支予算書と収支報告書で算定方法が異なっている年度もあるが，その根拠は明らかではない。 これらは，合理的な算定根拠に基づいたものとはいえず，今後は，指定管理業務に負担させる本社経費に係る算定根拠資料の提出，その確認作業が必要といえる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 指定管理者と協議の上，収支報告書に本社経費（間接費）の案分方法について記載することとした。

意見の概要	意見に対する考え方
11. 旭川大雪アリーナ	
⑵ 本社経費計上額に係る確認手続	
本社経費計上額が，その年度の状況に基づいて算定されておらず，合理的な算定根拠に基づいたものとはいえない。 今後は，指定管理業務に負担させる本社経費に係る算定根拠資料の提出，その確認作業が必要といえる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 指定管理者と協議の上，収支報告書に本社経費（間接費）の案分方法について記載することとした。
12. 柔道場	
⑴ 指定管理者の募集要項について	
募集要項の添付書類をみることで，土曜日，日曜日以外にも閉場されている日があることはわかるが，開場日の開場時間まではわからない。 使用のない時間は閉場することや過去の実際の開場時間状況等についても，募集要項の添付資料等で知らしめることが望ましいといえる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 募集要項に，使用のない時間は閉場する旨，一般開放は週１回以上行うものとし，午後６時から午後９時までとする旨を記載することとした。
⑵ 本社経費計上額に係る確認手続	
収支報告書上の本社経費の算定方法が年度により異なっており，また収支予算書と収支報告書で算定方法が異なっている年度もあるが，その根拠は明らかではない。 これらは，合理的な算定根拠に基づいたものとはいえず，今後は，指定管理業務に負担させる本社経費に係る算定根拠資料の提出，その確認作業が必要といえる。	観光スポーツ交流部スポーツ課 指定管理者と協議の上，収支報告書に本社経費（間接費）の案分方法について記載することとした。

平成２９年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
15. カムイスキーリンクス	
(1)　自主事業について	
指定管理業務収支が赤字基調にあり，自主事業収支と合算すると黒字になる。 ホームページ上に掲載する事業収支には，自主事業のうちスキー場内自主事業は含んでいない。 指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を，それぞれ別の収支報告書として開示すべきである。	観光スポーツ交流部スポーツ課 制度所管課と協議し，今年度から利便施設等の設置・運営に係る収支について，自主事業収支と合算して開示する。
19. 神居デイサービスセンター	
(1)　収支改善策について	
デイサービス利用者は減少傾向にあり，現状の指定管理による運営を続けていく中で可能な収支改善策としては，給食材料費（昼食代）の改定が挙げられる。 過去の消費税率改定にあたっても料金は据え置かれており，また，給食業務委託費といったコストは上昇している。 一定水準の食事を利用者に提供する観点からも，条例の改正により給食材料費の上限額を改定することは検討の余地があるといえる。	福祉保険部長寿社会課 令和４年度からの指定管理者の選定に当たり，公募及び再公募を行いましたが応募はなく，同４月１日で事業を休止した。 老人デイサービスセンターの事業は市内で十分なサービス量が確保されており，同様の事業を運営する行政の役割は薄れていることから，高齢者福祉専門分科会にて諮った上で神居デイサービスセンターを廃止することとした。

平成29年度包括外部監査の結果に関する報告書

（指定管理者制度に関する事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第４　個別施設等に関する監査結果と意見	
19. 神居デイサービスセンター	
（４）　今後の施設のあり方について	
年々利用者が減少しており，平成28年度の収支は赤字となった。 将来的に指定管理用の負担や，施設の老朽化が進み市が負担する修繕費等の増加も懸念される。 施設を民間事業者に譲渡して，民間運営に切り替えることも選択肢として考えられる。 現在，全庁的に施設の再編等について検討しているため，その中で一定の方向性を示すことが望ましいと考える。	福祉保険部長寿社会課 令和４年度からの指定管理者の募集に当たり，再公募を行ったものの，応募者が現れず，令和４年４月１日付けで同センターは休止した。 開館当時は老人デイサービスセンターを提供する事業所は限られていたが，平成１２年に介護保険制度が開始されて以降，市内でデイサービスセンターを経営する民間事業者が次々と参入し，同種のサービスは充足している状況にあり，市営で老人デイサービスセンターを運営する必要性はなくなったと判断し，令和４年９月に同センターを設置する条例を廃止した。 建物については他用途での活用について検討中であるが，同センターの設置に当たり国庫補助金の交付を受けており，本市が所有したまま目的外使用をする場合は国庫補助金の返還は不要であるものの，用途によっては返還を要するため，慎重な判断が必要である。